

「基準値」論争は何を語つたか

—「メラミン汚染」報道から考える（下）—

戸 倉 恒 信
Tokura Tsunenobu

（台湾大学歴史学研究所博士課程）

六、誰のための「100%安全・安心」なのか

制度が「あるべき」方向性を得てゆく過程では、バック・グラウンド・レベル（背景値）や「国際的な公認」

の方をしていたのかを確認しておくことにしましょう。

食品世界最大手といわれるネスレグループ（Nestle Group）の台湾現地法人、台湾雀巢が「メラミン汚染」報道に現れるのは、昨年の九月十七日に衛星署が中国から乳製品を輸入・販売している十七の企業に対し、暫定的な販売停止命令を下したことになります。ただ台湾雀巢が他のローカル企業と異なっていたのは、台湾での制度の成り立ちでは検査を安全・安心の解釈コードとし、その

という範疇を援用し始める、というような「柔軟な姿勢」を備えていたことです。そこで本節では、特に「法人の行為」を論じる際に使用される「コンプライアンス」という概念を再考するべく、検査から背景

大陸の三鹿ミルクからメラミンが検出されたことにより、中国から乳製品を輸入する台湾の業者も被害を蒙ることになった。衛生署は昨日、事前通知をせずに、克寧（KLEM）・雀巢など中国から乳製品を輸入販売している十七の企

業に対し、即時販売停止の命令を行った。しかし命令の三時間後、衛生署は克寧と雀巢のみに販売再開を許可する判断を下した。

（中略）

「台湾で販売されているすべての大陸製の雀巢と克寧ミルクは、食品工業研究所で検査を行い、その結果メラミンは含まれないことが証明された。われわれの粉ミル

クは一〇〇%安全であり、安心していただきたい。⁽¹⁾

つまり台湾雀巢は、当局より販売停止の命令を受けた企業としてではなく、この命令を「検査合格証」で覆した企業として『新聞』には登場していたのです。ただ、承知の通り台湾で「基準値」論争が始まるのは、これから一週間後の九月二十四日であって、この時点では「制度」の成り立ちに対する社会的自覚は顕在化していません。したがって、世

論の関心が単にメラミンの「検出／未検出」だけに集中していることを受け、販売停止命令の下された企業は、政府指定の検査機関から発行される検査結果を提示すること「のみ」をもって、この難局を乗り切ろうとしたのです。

しかし「国際的に一致する厳格な品質管理」に基づくとされるネスレグループが、「国際的」に見せた問題回避の内実は、台湾雀巢の販売する中国製ミルクが「検査」を根拠にして「一〇〇%安全」を謳う傍ら、



台湾雀巢と克寧（KLIM）の「100%安全・安心」公告

上は9月22日の『聯合晚報』掲載
下は9月25日の『自由時報』掲載

該社の中国現地法人が製造し、香港で販売された業務用ミルクからメラミンが「検出」されれば、他方でネスレ日本が「中国産の牛乳や乳製品を使つた原料は使用していない」と発表していたように、一方で安全の根拠を「検査」に求め、他方で「产地」をその根拠にするという齟齬の構造を有していました。ただ、私たちがこの「国際」という概念に敏感であろうとするならば、台湾の社会は「検査」に権威性を与え、日本の社会は「产地」を過信する、というようすに地域的な特殊性から個別解釈をするだけでは、たちどころに「問題」の所存を見失ってしまうでしょう。つまり、ここで注視すべき点は「国際的に一致する厳格な品質管理」という概念が、本質的に包摂する(subsumption)はずのハドルを、個々の現地法人が国際的に一致するはずのない理由で打ち消そうとする「コンプライアンス」の思考法だということです。

換言すると、いわゆる

該社の中国現地法人が製造し、香港で販売された業務用ミルクからメラミンが「検出」されれば、他方でネスレ日本が「中国産の牛乳や乳製品を使つた原料は使用していない」と発表していたように、一方で安全の根拠を「検査」に求め、他方で「产地」をその根拠にするという齟齬の構造を有していました。ただ、私たちがこの「国際」という概念に敏感であろうとするならば、台湾の社会は「検査」に権威性を与え、日本の社会は「产地」を過信する、というようすに地域的な特殊性から個別解釈をするだけでは、たちどころに「問題」の所存を見失ってしまうでしょう。つまり、ここで注視すべき点は「国際的に一致する厳格な品質管理」という概念が、本質的に包摂する(subsumption)はずのハドルを、個々の現地法人が国際的に一致するはずのない理由で打ち消そうとする「コンプライアンス」の思考法だということです。

「グローバル」な視野から台湾雀巢の「行為」を捉えてみると、暫定的であるに過ぎない基準を唯一の根拠にして、「一〇〇%安心・一〇〇%安全」という広告を出してゆく姿が、まさに地域限定として対応している様子が伺えるのです。そしてこの標語は一群の社会現象と化し、当局による販売停止命令から一週間後（二十三日）、台湾雀巢を含む十三の企業が再び販売可のお墨付きをもらうことになったのです⁽⁴⁾。しかし注意すべきことは、この「一〇〇%」の広告掲載が、九月二十四日の「二・五ppm」設置騒動を静観したことであり、元来相対的であるはずの「法令」順守が、この間だけは絶対的な「安全・安心」の解釈コードへと変質したという点です⁽⁵⁾。すなわち、「基準値」の設定から廃止というプロセスが、「安全」という概念を命題化する思考の導入部でありながら、「検査」を裏書にした「安全」が、「一〇〇%」という絶対性を伴ながら、この制度成立のプロセスを静観していたのです。結局、已に都合のよい「制度」だけに拘った企業は、基準値の設定される九月二十

科学と食品
四日や、またそれが「検出／未検出」に転換する「十六日」という「状況」の意味を捉えられず、衛生署が「乳幼児用食品」を対象に、定量限界としての「LS／MS／MS法・○・○五 ppm」を指定した「十月一日」になつてはじめて、現前する「問題」を認識することになったのです。

結論から言うと、九月十七日に販売停止命令を検査報告書で「覆した」台湾雀巣は、この「十月一日」を境に、「法令を順守する企業は、安心・安全を保障することは出来ない」というアボリアを実践してゆくわけですが、「コンプライアンス」という概念が何に対する対案(alternative)であるのか、それが日常的に考えられているか否かが、企業「イメージ」の明暗を分けたのだといえます。つまり、「個々の制度」を裏書きにし、他方で「国際基準」を振り回すというダブルスタンダードが、まさに分裂した順法行為であるが故に、ブランドイメージも遅かれ早かれ破綻することになつたのです。十月三日、『新聞』はこの「瓦解」の理由を以下のように報じていました。

衛生署は昨日、台湾雀巣公司が中国で生産し輸入した六種の雀巣と克寧粉ミルクから、○・○六 ppm（濃度百万分の一）～〇・八五四 ppm という微量のメラミンが検出されたことを公告した。これにより、すでに合格証明書を得ている「十品目に及ぶ中国製の雀巣ミルクに対し、産地が同じであることからすべて販売禁止とした。

（中略）
台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

ところでの「事件」に伏在している、いわゆる一つの原則が互いに他の原則を速やかに打ち消す論理に対して抱く違和感とは、前節で触れたように「事件」を引き起こしたメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへ組みこまれ、その果てにメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへと変質する、というプロセスに由来していましたのは、なぜなら、「ADI」（Tolerable Daily Intake）といふ、中国で生産し輸入した六種の雀巣と克寧粉ミルクから、○・○六 ppm という概念に言及するこの企業グル（濃度百万分の一）～〇・八五四 ppm という微量のメラミンが検出されたことを公告した。これにより、すでに合格証明書を得ている「十品目に及ぶ中国製の雀巣ミルクに対し、産地が同じであることからすべて販売禁止とした。

（中略）
台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

ところでの「事件」に伏在している、いわゆる一つの原則が互いに他の原則を速やかに打ち消す論理に対して抱く違和感とは、前節で触れたように「事件」を引き起こしたメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへ組みこまれ、その果てにメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへと変質する、というプロセスに由来していましたのは、なぜなら、「ADI」（Tolerable Daily Intake）といふ、中国で生産し輸入した六種の雀巣と克寧粉ミルクから、○・○六 ppm という概念に言及するこの企業グル（濃度百万分の一）～〇・八五四 ppm という微量のメラミンが検出されたことを公告した。これにより、すでに合格証明書を得ている「十品目に及ぶ中国製の雀巣ミルクに対し、産地が同じであることからすべて販売禁止とした。

（中略）
台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

ところでの「事件」に伏在している、いわゆる一つの原則が互いに他の原則を速やかに打ち消す論理に対して抱く違和感とは、前節で触れたように「事件」を引き起こしたメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへ組みこまれ、その果てにメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへと変質する、というプロセスに由来していましたのは、なぜなら、「ADI」（Tolerable Daily Intake）といふ、中国で生産し輸入した六種の雀巣と克寧粉ミルクから、○・○六 ppm という概念に言及するこの企業グル（濃度百万分の一）～〇・八五四 ppm という微量のメラミンが検出されたことを公告した。これにより、すでに合格証明書を得ている「十品目に及ぶ中国製の雀巣ミルクに対し、産地が同じであることからすべて販売禁止とした。

（中略）
台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

ところでの「事件」に伏在している、いわゆる一つの原則が互いに他の原則を速やかに打ち消す論理に対して抱く違和感とは、前節で触れたように「事件」を引き起こしたメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへ組みこまれ、その果てにメラミンが「食品添加物」の認識カテゴリーへと変質する、というプロセスに由来していましたのは、なぜなら、「ADI」（Tolerable Daily Intake）といふ、中国で生産し輸入した六種の雀巣と克寧粉ミルクから、○・○六 ppm という概念に言及するこの企業グル（濃度百万分の一）～〇・八五四 ppm という微量のメラミンが検出されたことを公告した。これにより、すでに合格証明書を得ている「十品目に及ぶ中国製の雀巣ミルクに対し、産地が同じであることからすべて販売禁止とした。

（中略）
台湾雀巣は昨日、緊急に商品撤去を開始したが、（他方で）イスラエルのネスレ本部は「台湾政府はこれららの製品が安全であることを以前に承認しておきながら、尚且つ「世界各地のいかなる食品中にもほとんど存在する極微量レベルのメラミン」の検出を問題にしている。台湾が採用しているメラミンの限界値とは、国際的に公認されている数値の五十倍の厳しさである、という声明を出した⁽⁶⁾。

ことである。これは「健康に悪い影響があるものは禁止するが、何の影響もないものまで禁止する必要はない」という科学的な原則ではなく、「気持ちが悪いものはすべて禁止」という感情的なゼロリスクの判断を行政が行つたものであり、この点には大きな疑問が残る⁽⁸⁾。

唐木氏のこの問題提起が重要であるのは、この疑問の発生が、物質「添加物」の許可・不許可を問わず、当局がメラミンを「食品添加物」のカテゴリーに入れた「制度」様式そのものの問題性と、現行の「制度」が、果たして「どんなに微量でもメラミンが混入した製品をすべて回収する道を開いたこと」であったのか否か、この二項目を検証しておく必要が生じているからです。そして、被害者が乳幼児であった事実を考慮した上で、論述の手続きとして「乳幼児用食品」に対する「何の影響もない」数値が明示された上で、現行制度における「許可されていない食品添加物」と「ADI」がいかなる関係にあるのかを論じるべきだと筆者

は考えます。その上で、私たちは「赤ちゃんにだけ一ppm」という基準を設けている国もある⁽⁹⁾という判断の妥当性について、早急に検証を行うべきではないのでしょうか。

筆者は、「食品添加物」を喚起させた「問題」構成のあり方を考えて行く場合、そこではすでに藤田哲氏が指摘しているように、食品中に存在する「食品添加物」による死亡リスクというのは、そもそも「ゼロ」だという確固たる視点が必要だと考

えています⁽¹⁰⁾。この視点を使用すれば実際に乳幼児の死亡が報じられている「メラミン汚染事件」⁽¹¹⁾を前に提出来される「感情的なゼロリスクの判断」論とは、まず「ADI」の対象物質の過剰摂取によって、ヒトへの健康被害が生じたという仮構がないと構成できない「問題」ではないのか、という疑惑がたちどころに浮上するのです。換言すると、今回の事例を「ADI」から再構成することとは、すなわち日本で過去に起きた乳幼児用ミルクのヒ素中毒事件を、あらかじめ「食品添加物」の過剰摂取に置き換えてから「問題」構成するのと同じ思考経路をたどるので

はないか、という更なる問題提起が生じるわけです。この点については、今回の事件に限らず、食品事件を取り扱ってゆく上での基本的な事柄であるため、メディアを含めた情報交換の必要性を感じています。

先に提示した公告を前に考えるべき事は、一体誰がどのような理由によつて「一〇〇%安全・安心」から問題を再構成させたのかということです。台湾雀巢の出したあの公告には、「ゼロリスク」の要求に迎合した「一〇〇%安全・安心」という情報の受信者、すなわち「消費者」を想定していたとするならば、ではなぜ該社は九月二十六日にはこの公告を打ち止めにし、一転して「消費者」には直接関わりあいのない「二・五ppm」の設定に拘ったのでしょうか。言い換えると、「二・五ppm」を対象とする概念は「ヒト」であり、「消費者」でないのだとすれば、制度としての「二・五ppm」を拒否した

筆者は先ほど「検査」を裏書にした「一〇〇%安全・安心」が絶対性を有しながら、九月二十四日の「基準値」設置を静観していくことを述べました。そしてネスレ本部が仮に台湾雀巢の「潔白」を主張するのであれば、「乳幼児用食品」に含まれる「世界各地のいかなる食品中にもほとんどの存在する極微量レベル」とされるメラミンが、「二・五ppm」をもって妥当となる「理由説明」をすべきであつたことはすでに述べた通りです。しかし、皮肉なことにこれを立証するのは、「消費者」のコメントセンスでもあったという意識が、ネスレ本部に欠落していたことは否め

この記事から思考すべきことは、
台湾では市民が疑念を抱けば公的検
査機関が隨時無料で検査を行うとい

ません。なぜなら、十月三日の『中國時報』には、消費者が「一〇〇%安全・安心」に対して極めて懷疑的であったことが語っていたからです。

衛生署長の葉金川は、「雀巢の各商品から検出されたメラミンは極めて微量で健康被害はないレベルではあるものの、消費者の権益から考えれば、衛生署は必要な処置を採らなくてはならない」と述べた。そして「不合格となつた商品の多くは市民が自主的に検査機関に持ち込んだものであり、公権力の行使はないとして、政府は消費者保護法を根拠に、相関する商品が「消費者の権益を損ねる」可能性のあることを理由に、業者には一両日中に疑念ある商品を先に撤去する必要のある」ことを説明している。撤去された商品は倉庫に保管をし、暫時廃棄する必要はない。

台北市衛生局は昨日、自主的に雀巢・克寧シリーズの粉ミルクおよび非ミルク製品の検査結果を公表した。市場で販売される商品三十九アイテムのうち十六アイテムからメラミンが検出され、検出数値は〇・一二三一一〇二ppmで、うち六アイテムについては、衛生署が、雙城雀巢公司の（中国）黑龙江で製造された商品だとしてす

べた。結果的に『新聞』は「未検出」を報じることでもあったからです¹⁰。そして十月九日、以下ののような記事が『新聞』に掲載されることになったのです。

社会的機制を通過することは、結果的に『新聞』は「未検出」を報じることでもあったからです¹⁰。そして十月九日、以下ののような記事が『新聞』に掲載されることになったのです。

かくして、最終消費者が「乳児」である・ないを問わず、仮に台灣の当局がネスレ本部の要求した「未だ」実在していない「国際的な公認」論（すなわち「一律二・五ppm」という基準）に迎合していたならば、台灣雀巢の販売する商品三十九アイテムはすべて「未検出」となり、「一〇〇%安全・安心」（すなわちゼロリスク）は整合化されたということなのです。筆者が「コンプライアンス」という概念にカッコを付す理由は、私たち自身が「法令順守」との間に精神的な距離をおく必要があると考えるに他ならないことと、そして台灣社会における実定法には、「コンプライアンス」という概念が何に対する対案であったのかを、「消費者」が商品に語らせてしまえる、そういう社会制度が存在していた事実に、私たちは「消費者行政」の先駆性を認めざるを得ないはずだと考えるからです。

（中略）

台北市衛生局は昨日、自主的に雀巢・克寧シリーズの粉ミルクおよび非ミルク製品の検査結果を公表した。市場で販売される商品三十九アイテムのうち十六アイテムからメラミンが検出され、検出数値は〇・一二三一一〇二ppmで、うち六アイテムについては、衛生署が、雙城雀巢公司の（中国）黑龙江で製造された商品だとしてす

る台湾雀巢の損失額は十月三日の時点でおよそ十億台湾ドル（当時の為替で約三十億円）だと発表されています¹¹。したがって、十月九日のこの報道を機に台灣雀巢のブランドイメージを含む損失が加速度的に拡大していくことは想像の域を出ません。そしてこの一月半後の「十一月二十九日」、克寧（K L I M）はホームページに以下の情報を掲載することで事態を収束させていったのです。

皆様と一緒にカ月以上出会うことのなかった克寧ミルクは、ユーモア

の綿密な計らいと、衛生署の葉金川署長の代理である蕭東銘参事の祝賀によって、本日（二十九日）カルフール大直店において、新たな供給源と新たな装いで、会場を埋め尽くした克寧ミルクの愛用者に再びお目にかかる運びとなりました。

でに公告を行っており、これらは先週のうちに市場から撤去されているとしている¹²。

る台湾雀巢の損失額は十月三日の時点でおよそ十億台湾ドル（当時の為替で約三十億円）だと発表されています¹¹。したがって、十月九日のこの報道を機に台灣雀巢のブランドイメージを含む損失が加速度的に拡大していくことは想像の域を出ません。そしてこの一月半後の「十一月二十九日」、克寧（K L I M）はホームページに以下の情報を掲載することで事態を収束させていったのです。

台湾雀巢公司のゼナラルマネージャー賀富華は、「克寧ミルクの供給源は全面的にニュージーランドとオーストラリアへとあらため

られ、更に克寧は自主的にSGSにて検査を行い、衛生署の最も厳格な基準にも完全に適合するようになります。消費者は安心してご使用ください」と述べました。

とを、台湾雀巢が台湾という「社会制度」で通過した、この「個別」の経験によって実証できてしまえるのです。

七、「トレーニング」の前提条件

(FDAは) 台湾の企業、King Car Food Industrial Co., Ltd. が製造した“Mr. Brown”インスタントコーヒー(六品種)、ミルクティーカップ(一品種)の七品種にメラミン混入の恐れがあるとして回収するよう警告した。: 九月二十



タクシーに掲載されたKLIM「歓迎回家
(おかえりなさい)」の広告
2009年2月10日(台北市内)筆者撮影

五日までの調査結果では、牛乳を原材料とした中国からの輸入加工食品にはメラミンが検出されなかつたと述べている。

本誌の昨年十二月号に掲

載された『メラミン汚染乳幼児用調製粉乳に関する動き』で、FDAが「九月二十六日」に更新した如上の情報に伏在しているコンテクストとは一体何だったのでしょうか。最終節ではそ

の解説を通じ、筆者が本論内で構成してきた諸問題の立体化を試みてゆこうと思います。つまり、これまで提出した諸問題の側面を、この記事から咀嚼してゆくわけですが、あらためて「九月二十六日」という状況をもって、衛生署の「方向転換(検出/未検出)」への批判的言説が「何」を語っていたのかを解き明かしてゆこうと思います。そこで前節で取り上げた台湾雀巢・克寧のケー

スと対比させる上でも、そしてFDAがここに敢えて「九月二十五日まで調査結果」に言及していた理由を把握する上でも、この「King Car Food Industrial Co., Ltd (以下「金車」と表記)」が、同様に「メラミン汚染」事件を報じる『新聞』紙面にどのような現れ方をしていたのかを把握しておきます。

金車の広報担当の馬明皓は昨日(二十一日)、「弊社は大陸での毒ミルク事件を受け、消費者の権益を守るためにすべての商品を検査機関に送ったところ、ニュージーランド・オーストラリア産のミルクを使用した缶コーヒーに関して

の反応が認められたため、即衛生署に通報し、台湾のすべてのユーバーに対しても全面回収して頂くよう連絡をした」と述べた。³⁰⁾

つまり金車の商品が俎上に載った「意味」とは、ここに記されている「大陸の植物性ミルク」の使用が、「牛乳を原材料とした中国からの輸入加工食品」を対象にしていたこれまでの警戒態勢の網をくぐっていたという認識に由来するものだつたのです。したがって、FDAは金車の製造した商品が、社会的な「不安」を引き起こす源だとして警戒情報を発信したというよりも、金車の「広報行為」によって中国当局がそれまで対外的に公表していた「汚染ミルク」の生産工場リスト(二十二件)には、「植物性たんぱく」の生産工場は含まれてはいなかつたといふ「新たな事実」を公告したのです³¹⁾。

ところで、筆者は上編の末尾で「偽装」に使用されている物質の純

度や人為的な「添加」が未だ明かでないことを知りながら、性急に物質の「背景値」に言及すること自体が「事件」の本質であることを示唆しました。いま、その種明かしをすれば、この「事件」の価値転倒（北京オリンピックの終了）を待つて「公開」されたという部分）を指摘できるコモンセンスさえあれば、メラミンの「背景値」に言及する行為と植物性たんぱくへの汚染認識とが同時進行している矛盾を認識できただはすだ、という問題を呈したかったからです。ここで敢えて、上編の叙述内容を回顧しておくと、「食品中に普遍的に存在するメラミン」への言及は、あたかも基準値の設定騒動の後から、しかも制度の存続を正当化する上で欠かせない「ポジティブ」な理由から論じられていました。しかし、実際には「二・五 ppm」という基準値設定の二日前（二十一日）、ある識者はこの「事件」認識として以下のようなことを論じていたのです。

衛生署食品衛生処の蕭金銘処長は「金車は、昨年十二月十二日以来、中国山東省の都慶公司から四

回に分けて総量七十tの粉ミルクを輸入し、中国のミルク事件が拡大するに伴い、自主的に原料ミルクのサンプルを食品工業発展研究所に送り、第四回目のロットに汚染が発覚したと述べた。また、消基会秘書長である游開雄は、一企業が主体的に検査を行ったという、この責任ある態度を示唆しつつ、この件は、中国から輸入されるミルク製品の安全性について、衛生署は根本的にその全体像を把握していかなかったことを示したと批評した^④。

金車の保有する原料サンプルからは「三十八・八 ppm」、「百三・五 ppm」というレベルでメラミンの検出が認められていたのですが、ここで指摘されている「根本的な全体像」の把握とは、生活環境に存在しているメラミンの「バック・グラウンド・レベル」に言及する「前に」なされていくてはならない「成分偽装」への認識作業だったはずです。したがってハムやソーセージ、パンや麺、また菓子類等、「牛乳」を用いた製品に比べれば、確かに「普遍的」に用いら

れる食品原料から、「新たな事実」としてメラミンが確認されたということは、当然ながら「性急に」基準値設定を行おうとする言動に、躊躇していたはずなのです。しかし実際には、「ポジティブ」な意味での背景値への言及は、当局による基準値の拒否の「後に」起きていました。つまり、今回の「メラミン汚染」で忘却されてしまう第一次的な「問題」とは、メラミンによる「ヒト（成人）」の致死量認識でも、「基準値」決定への科学的根拠でもなく、「事件」認識が「国家的制度」へと組み込まれてゆく中で、科学的見解によっていつの間にか「事故」的扱いへと変質されてゆく、この認識のプロセスそのものであったはずだということです。

『中國時報』は九月二十三日、この中国農業銀行の「信用格付け AA」といわれる都慶公司への取材を行い、「該社貿易部マネージャーの李海嶺は、金車公司から先週木曜（十八日）に製品を検査に出した旨の通知があり、都慶としても信用企業による「情報の未開示」という

サンプルを上海の検査機関に送った。一週間後（二十六日）にはその結果が出る予定だと述べた」と報じています^⑤。しかし、この「信用」を重んじる信用格付け AAA 企業からは、事態の対応について自らが示した情報開示の予定時刻、すなわち「九月二十六日」になつても検査結果は提出されないという食言が、上記の FDA の公告認識を行うまでの重要な「知識」となつていています。そして、実際に都慶公司から衛生署へ電文で検査結果と事態への対応が伝えられたのは、それから一ヶ月半以上経過した「十一月十二日」であったことを考慮すると、少なくともこの間、汚染物質の「食物連鎖」に言及すること自体本末転倒ではないのか、という政治力学への「迎合」疑惑が浮上するのです^⑥。結局、この「信用企業」による「不信」行為によって、「メラミンの普遍的存在」や、「科学的根拠」を振り回し、児童用食品への基準値設定の妥当性を語ったお歴々連中は、自らの「有限的知識」に対する自覚欠如を露呈していましたのです。そして、この信用企業による「情報の未開示」という

選択に正当性を与えるが如く、台湾と中国の当局者が「九月二十七日」に北京で会合を行い、そこでこの「事態」打開に向けて以下のようないい「コンセンサス」を得ようとし、それが追究されるべき「背景値」だったわけです。

(大陸海協會常務副会长である)
鄭立中は、(中国と台湾の)两岸において食品安全問題を解決するには、四つの手続きを踏まなくてはならないと述べた。それは、互いの信頼を構築し、行動を協調し、合作を強化し、妥当な処置を行なう、というものである。两岸の識者によって対話交流が推進されることとは、協調した行動を始める第一歩となる。

私たちのごく普通の感覚から言えば、サプライヤーとして取るべき対応とは、出来る限りの情報をまず「公開」し、それが知識として互いに「交換」された後に、それを「共有」する経路を通過したはずです。すなわち、「信頼」という用語に忠実であろうとするならば、企業自身が情

報の積極的な「公開」を行うことこそが、本来の意味における「信頼」を構築する上での不可欠な条件であったはずです。しかし、ここで得られた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意図的に前提化されたお互いの「信頼」関係が、懸案に対する妥当な处置のなされた「コンセンサス」とは、意団的

倒錯が存在していたのだと思われますが、事件の解明を政治的な「力学」に転嫁したという点で、解明までには忘却の時が必要だ、ということを暗示しているのでしょうか。しかしそれでも筆者は、この北京での会合「名簿には、山東都慶公司貿易部マネージャー李海嶺も名を連ねていた」と報じられていた部分を忘却したりはしません。なぜなら筆者は「信頼」が情報の公開と交換に先行して請求されるとき、当事者の「責任」への自覚認識は却つて弱まるところを経験したからです。しかし異例の速さともいえます。

克寧ミルクの新配合・新包装での渡って『新聞』各紙に「一〇〇%安全・安心」の公告を出していった時刻と並行する形で、金車に降りかかる問題は迅速に処理されて行った時刻ですが、本節の最後に、金車が却つて「消費者の信頼」を得ることとなつた、その問題処理法については企業経営のありかたという点から挙げておく意味はあるかと思われます。

表 金車公司的問題処理過程

0915	三鹿のミルク汚染事件報道を受け、社長命令で該社内の全商品の原料生産地と原料供給元の確認を行う。
0916	原料検体を新竹の食品工業発展研究所に自ら送付。該社研究室内に対策室を設け、検査結果への照合体制を整える。
0918	午後4時、検査の初期結果が陽性と判断される。都慶公司へ陽性反応を通知。
0919	同検査機関にて再検査開始。危機管理の作業開始。インスタント飲料類7種から38.8-88ppm、スープ類1種から103.5ppmを検出。
0921	午前8時、8種類のインスタント食品からメラミン検出。9時半、報告書類を衛生署に提出。午後3時に記者会見。在庫量確認、販売店に全量回収を通知。一週間以内に12万ケース(2160万ピースの商品)を回収予定と発表。
0922	衛生署からWHOへ植物性蛋白からメラミン検出と通知。
0923	問題商品の回収率は99%と公表する。
0924	インスタントコーヒー・ミルクティー(3 in 1)の新配合、新包装商品での供給を開始する。

資料整理・製表：筆者

科学と食品

十万ケースと言われる食品が大量回収され、そして大量処分されたという点で、台湾雀巢と全く同様の、決して手放しでは喜ぶことの出来ない「グローバリズム」のリスク構造が垣間見えます。「原材料の大量確保」を伴わせる反自然的な環境へのリスクこそ、私たちが省察すべき根本的な問題であることに変わりはないからです。

おわりに

かくして、「科学」的な専門知への落としみではなく、『新聞』報道を積極的に使用しながら「メラミン汚染」に迫ってゆけば、国内外を問わず、少なくとも「論争」の必要性だけは意識されるようになったはずです。しかしそこに比較という視点を通過させると、思考の活動なき社会においては、その「交換」の所在もセクター的に対峙する一義的な「交錯」の所在に収斂されてしまうことが露呈されてしまうのです。つまり他の制度社会との比較作業は、内向きの思考の行われている場所においては問題の表面性を突き抜けるような構造的議論は交わされない、

というステレオタイプを浮き彫りにする点で有効なのです。そういう意味では、台湾の『新聞』社会には、少なくともこの種の思考様式を洞察できるだけの射程範囲があったといえます。換言すると、日本のメディア社会には、「ゆとり教育」の後遺症が瀰漫していて、読者への「分かりやすさ」を要求するあまり、書き手自身も本質的な思考を回避し、ジャーナリズムに本来存在していたはずの「ボーダー」(Border)を越えるような視点を捨て、「国際」的な問題を「国内」的関心から単純化する、「焼き直し」作業へと埋没していくのだといえます。

結果的に「食の安全」に言及するお歴々連中も、わが国の政府が積極的に参画した「二・五噸」の設定活動に、根本的な構造批判を提起するに、根本的な構造批判を提起する動に、「アクリオリ」に自らの問題構成の前提に「再構成された問題」を据えてしまったのです。そもそも、市民的なごく普通の感覚から言えば、自らの思考の経験に基づく本質的な意見交換を介さないこの「アクリオリ化」の言動

は、つまりはっきりしている事は、今回の「メラミン汚染」認識が必要となる「知識」とは、ごく当たり前の事柄を掌握し続ける「意志」だったということです。そして、台湾の衛生署の対応に見たように、私たちのコモンセンスが確固として意識された場合に限り、言論には鋭角性が生じていったのです。「メラミン汚染」に与えられた制度が、「二・五噸」から「未検出・検出」へと転じた直後から、「基準値」設定の合理的な根拠として「メラミンの普遍的存在性」という命題も俎上に載ったわけですが、この違和感に対する実証的な根拠とは、識者による科学的知識から得られたのではなく、まさにアイロニカルに大量販売・大量回収を行った、金車公司による情報の公開という「当たり前」の精神によって齎されたのは多言を要しません。

というステレオタイプを浮き彫りにする点で有効なのです。そういう意味では、台湾の『新聞』社会には、少なくともこの種の思考様式を洞察できるだけの射程範囲があったといえます。換言すると、日本のメディア社会には、「ゆとり教育」の後遺症が瀰漫していて、読者への「分かりやすさ」を要求するあまり、書き手自身も本質的な思考を回避し、ジャーナリズムに本来存在していたはずの「ボーダー」(Border)を越えるような視点を捨て、「国際」的な問題を「国内」的関心から単純化する、「焼き直し」作業へと埋没していくのだといえます。

結果的に「食の安全」に言及するお歴々連中も、わが国の政府が積極的に参画した「二・五噸」の設定活動に、根本的な構造批判を提起するに、「アクリオリ」に自らの問題構成の前提に「再構成された問題」を据えてしまったのです。そもそも、市民的なごく普通の感覚から言えば、自らの思考の経験に基づく本質的な意見交換を介さないこの「アクリオリ化」の言動

は、つまりはっきりしている事は、今回の「メラミン汚染」認識が必要となる「知識」とは、ごく当たり前の事柄を掌握し続ける「意志」だったということです。そして、台湾の衛生署の対応に見たように、私たちのコモンセンスが確固として意識された場合に限り、言論には鋭角性が生じていったのです。「メラミン汚染」に与えられた制度が、「二・五噸」から「未検出・検出」へと転じた直後から、「基準値」設定の合理的な根拠として「メラミンの普遍的存在性」という命題も俎上に載ったわけですが、この違和感に対する実証的な根拠とは、識者による科学的知識から得られたのではなく、まさにアイロニカルに大量販売・大量回収を行った、金車公司による情報の公開という「当たり前」の精神によって齎されたのは多言を要しません。

は、実際には制度外知識の隠蔽という反社会的な帰結に対し、まさに制度を介して「拒否」したプロセスであります。たことを思うとき、私たちはそこに、公的機関と企業との癒着体质を牽制するという「本質的な効果」を有していたという点で、まさに歴史に刻まれるべき「食の安全」への対応を認識し始めるのです。

(おわり)

です。

- (3)『メラミン混入 ネスレ日本は「不使用』』、『産経新聞』(1100八年九月二十一日)
- (4)張翠芬『雀巣13家乳製品 大口吃安啦』、『中國時報』(1100八年九月二十三日)を参照。
- (5)九月中旬から月末にかけて台湾の新聞紙面を賑わした「100%安全・安心」の公告ですが、台湾雀巣の他にも、桂格(QUAKER)、新西兰乳品(NZMP)、石城實業(SC)、香港商遠東恒天然乳品(A-NCHOR・安佳)・(ANLENNE・安侖)・(ANMUMI・安滿)・(FERNLEAF・豐力富)・(MAINLAND)・(CHESDALE・チーズ)、馥餘實業(BARISTA COFFEE)といった「國際」的企業(乳製品ブランド)がこの「コンプライアンスの活動」に署名していました。
- (6)王昶閔、羅彥傑『雀巣克寧奶粉下架』引用部分筆者訳、『自由時報』(1100八年十月三日)
- (7)例えば、磯部晶策氏は「食品添加物」を三つの群に分け、第一群を「食鹽のように人類がいつ使用始めたかも定かでないほど古い

歴史をもち、人体の生理上にも必要と見なされる」物質とし、第二群を「重曹、にがり、ワインの亜硫酸のよう、すでに何百年、何千年の使用経験をもち、その必要性と同時にその使用法にも精通している」物質であるとされ、そして第三群を「近代の食品工業が製造上の必要性から開発した比較的新しい」物質であると定義しています。言うまでもなく、注意を怠ってはならない第三群の中にも「メラミン」は入りません。磯部民に対しても無料で食品のメラミン検査を受け付ける公告を行うと共に、ホームページ上に「メラミン汚染」事件によって社会不安が起きていることから、「九月二十二日から三十日までの間、一般市民に対して無料で食品のメラミン検査を受け付ける」と申欄」を設け、市民が隨時商品の検査情報を検索できるようにした。

- (8)唐木英明『食品をめぐる事件とゼロリスク願望』、『食品と科学』(1100八年十一月号)
- (9)本稿の中編の注釈(9)を参照。
- (10)藤田哲『食品添加物、残留農薬の実像・誤解の数々(3)』、『食品と科学』(1100六年七月号)を参照。
- (11)十月四日、BBCは「中国でメラミンによる被害は五万四千人の児童に健康被害が、そして四人の死者が出た」と報じています。
- (12)黄天如、朱真楷『採高標準檢驗雀巣奶粉又下架』引用部分筆者訳、『中國時報』(1100八年十月三日)
- (13)例えば高雄市衛生局は、「メラミン汚染」事件によって社会不安が起きていることから、「九月二十二日から三十日までの間、一般市民に対して無料で食品のメラミン検査を受け付ける」と申欄」を設け、市民が隨時商品の検査情報を検索できるようにした。
- (14)例えば『民眾日報』は、「市民が自主的に検査機関に持ち込んだ四十三件のうち、二十一件は検査を終え全てメラミンは検出されなかつた。残りの二十二件は現在検査中である」と記事にしていま

月四日)

http://news.bbc.co.uk/chinese/trad/hi/newsid_7650000/newsid_7652300/7652372.stm

- (15) 唐榮麗『驗出三聚氯胺雀巢16件奶粉下架』引用部分筆者訳、『中國時報』(一〇〇八年十月七日)
- (16) 食品安全委員会、委員長代理の小泉直子氏は、「リスクのない食品は存在しない」として、「不安に思う消費者は「ゼロリスク」を求めるがちだが、そうなると多くの農薬や添加物は使えなくなる」という判断をしています。残留農薬や添加物は「ADI」から評価されますが、ここには「ADI」と「TDI」の混同を「消費者の要求」へ転嫁するという単純化の問題と、「消費者」に向けて間接的に「ゼロリスク」を発信しているのは、そもそも企業であるという事実認識の欠落が認められます。
- (17) 小泉直子『食品安全委員会の役割・科学に基づき影響評価』、『每日新聞』(一〇〇八年十一月三十日)
- (18) K L I M『香香濃濃的克寧 終於回來了・紐澳新乳源 克寧新包裝重新上市』http://www.ourklm.com.tw/129/news_1201-1.asp
- (19) 『海外ニュース』、『食品と科学』(一〇〇六年十一月号)
- (20) 葉正玲胡欣男『咖啡粉出狀況 金車道歉120萬箱周內回收』引用部分筆者訳、『中國時報』(一〇〇八年九月二十二日)
- (21) 二十二件の工場リストは、陳成良、鍾麗華『不僅三鹿 中國毒奶粉再爆21家』、『自由時報』(一〇〇八年九月十七日)を参照。
- (22) 王昶閔、羅添(文武)、謝文華『中國奶製品全面禁止進口』引用部分筆者訳、『自由時報』(一〇〇八年九月二十一日)
- (23) 林秀麗、吳江泉、林和生、張朝欣『衛署改口 泛昇、六和進口奶精合規』、『自由時報』(一〇〇八年九月二十五日)
- (24) 兀樂義『山東都慶奶精送檢 一周五日』
- (25) ここに継続して存在する「不信」は、都慶公司がメラミンの「検出」認識をしたという検体とは、該社が十月十三日に来台し、「金車公司から持ち帰ったものである」と報じられている部分であり、九月十八日に都慶公司自身が上海に送った検体とは異なるという部分です。張翠芬、劉尚昀『都慶為毒奶道歉 衛署求償無期限』、『中國時報』、魏怡嘉、蘇永耀、劉力仁『都慶承認毒奶 不是道歉賠償』、『自由時報』(一〇〇八年十一月十四日)
- (26) 兀樂義、黃天如『兩岸擬設食品安全通報機制』引用部分筆者訳、『中國時報』(一〇〇八年九月二十八日)
- (27) 兀樂義、黃天如『兩岸擬設食品安全通報機制』引用部分筆者訳、前掲紙
- (28) 『NEWS 25時・メラミン混入認める』、『毎日新聞』(一〇〇九年一月一日)